九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『詞源』宮調俗名考 : その命名法に見る「読み替えの構造」

明木, 茂夫
九州大学文学部 : 非常勤講師

https://doi.org/10.15017/9671

出版情報：中国文学論集. 24, pp.65-81, 1995-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

『詞源』宮調俗名考

――その命名法に見る「読み替えの構造」――

明木茂夫

はじめに

中国の音階は絶対音階である十二律呂に相対音階の七声を配置することで構成され、その調名は基本的には律呂と七声の組み合わせによる「律呂名」が用いられる。しかしこれとは別に、燕楽では調名に俗名が用いられることが広く知られている。この俗名については『宋史・楽志』や『夢渓補筆談』等多くの資料に記述があるが、理論的に成立する八十四調全てについてその俗名を列記している資料としては、南宋張炎『詞源』巻上「十二律呂」を先ず挙げなければならない。

さてこの『詞源』に見える「律呂名」と「俗名」だが、一見して大変不可思議である。これはある調の正式名とその俗名と言うような単純な見方ではとても理解できない対応関係にあることは明らかであろう。例えば「無射宮」の俗名は「黄鍾宮」である。しかし「黄鍾宮」と言えば形の上では立派な律呂名で、事実同名の律呂名が存在する。従って律呂名の「黄鍾宮」と俗名の「黄鍾宮」は全くの別物であり、且つ律呂名の「黄鍾宮」は俗名「正黄鍾宮」である、という誠に複雑怪奇なことになっているのである。ところが一方では「林鍾商」の俗名「歇指調」や「黄鍾羽」の俗名「般渉調」の如きは、我々の想起する「俗名」という概念に合致するものであり、これを総じて考えるにこうした律呂名と俗名は、単なる名称の変更から、何らかの規則性を持った命名法まで、複数の要因が複雑に交錯して成立していると言える。この宮調の俗名の命名法の仕組みを理解できれば、中国の音階理論の理解にも大

きく役立つであろう。そこでこの『詞源』の宮調俗名について、これを分類し、そこに存在する規則性をいささかでも抽出し、そこからこの俗名の構造的特徴を考察してみよう、というのが小論の主旨である。

一

『詞源』巻上「十二律呂」では、十二の律呂毎にそれぞれ七つの宮調、合計八十四調が列記され、その下に対応する俗名が置かれている。今、考察の手順として、この俗名を以下の如く極々大まかに四種類に分類してみよう。[1]

一、正式名に対する俗名たる俗名、言い替えれば俗名らしい俗名。その名称に十二律呂や五声七声と一致ないしは関連する文字列が含まれないものである。即ち

大石調　小石調　般涉調　歇指調　正平調　高平調　双調　越調　高宮　道宮

二、一の俗名と何らかの規則性があると考えられるもの。例えば「大石調」に対する「大石角」は、明らかに後者が前者の同系列の調であることを想像させる。他には

「歇指調」に対する「歇指角」　「双調」に対する「双角」　「越調」に対する「越角」　「道宮」に対する「道宮角」　「高宮」に対する「高宮角」「高宮変徴」「高宮正徴」

また「中管高宮」「中管高宮角」「中管高宮変徴」等の如く「中管」を加えるものもこの第二類に含められよう。

三、律呂名と形の上で区別のつかないもの。言い替えれば同一名称の律呂名を持つ別の調が存在するもの。即ち

中呂宮[2]　南呂宮　南呂角　南呂変徴[3]　黄鍾宮　黄鍾角　黄鍾変徴

四、三の俗名と何らかの規則性があると考えられるもの。例えば「中呂宮」に対する「中呂正角」「中呂正徴[4]」「中呂調」は、明らかに後の三者が前者の同系列の調であることを想像させ、且つ正式な律呂名とは完全には一致しない。また「正黄鍾宮」「正黄鍾宮角」「正黄鍾宮転徴」「正黄鍾正徴」のように「正…」、「…宮角」、「転徴」という通常の律呂名には用いられない形式のものもこの第四類に含められよう。

この四つの分類はあくまで大雑把なもので、もとより網羅的なものではない。ところがこのように分類してみる

と少なくとも、第一類と第二類及び第三類と第四類の間には何らかの規則的関係があること、さらに第三類と律呂名も何らかの規則性を以て対応していることが想像できる。まずこの第三類を律呂名と比較検討することから考察を始めよう。第三類に明確に相当するのは、以下の調である。

「夾鍾宮」の俗名「中呂宮」　「林鍾宮」の俗名「南呂宮」　「林鍾角」の俗名「南呂角」　「林鍾変」の俗名「南呂変徴」　「無射宮」の俗名「黄鍾宮」　「無射角」の俗名「黄鍾角」　「無射変」の俗名「黄鍾変徴」

これらはそれぞれ、律呂名の律より俗名の律がいずれも二律（二度）上となっている。さてこれは何を意味するのであろうか。ここでは元来十二律の第一律に七声の第一音が配されるべき「黄鍾宮」という特徴的な俗名を例に採って考えてみることとする。

律呂名の「黄鍾宮」と俗名の「黄鍾宮」は勿論別の調である。「宮」が「無射」と「黄鍾」という二律の音程差に置かれる以上、そのままでは音程が一致することは有り得ない。今、俗名「黄鍾宮」（律呂名「無射宮」）と俗名「正黄鍾宮」（律呂名「黄鍾宮」）に於ける七声を一オクターブ内に配置する。[4]

	黄	応	無	南	夷	林	蕤	仲	姑	夾	太	大	黄[5]
俗名「黄鍾宮」（律呂名「無射宮」）			商		宮		変宮		羽		徴	変徴	角	商
俗名「正黄鍾宮」（律呂名「黄鍾宮」）			宮	変宮		羽		徴	変徴		角		商	宮
				※					※					

では元来一致しないはずのこの二つの音階が同じ音階を示すためには如何なる条件が必要になるのか。今音階の起点（結声）を問題にせず、その音程配置のみを見るならば、その音程は右に示した※印の個所、即ち「宮と変宮」「徴と変徴」の個所がずれるのみで、他は一致しているのに気付く。今律呂名の音程配置は動かないものとすると、

俗名の「黄鍾宮」のこの※の部分がそれぞれ一律（半音程）低ければ双方の音程配置は一致する。言い替えれば俗名の「黄鍾宮」の音程配置が律呂名の「無射宮」と一致する為には、変宮と変徴の音程がそれぞれ一律（半音程）低い音階、つまり「ドレミファソラシド」という音階が必要となる。

応	無	南	夷	林	蕤	仲	姑	夾	太	大	黄
	宮										宮
	変		羽			徵					徵
						変			角		
										商	
	シ	ラ	ソ		ファ	ミ		レ		ド	

はたしてこのような音階はあるのだろうか？…ある。…清商音階である！

清商音階は清商楽や相和歌で用いられた、「俗楽音階」或いは「燕楽音階」とも呼ばれる音階で、正に右に示したような変宮と変徴が本来の七声より一律（半音程）低い音階である。だとすると、この宮調の律呂名に対する俗名は、同一の音階の音程配置を律呂の立場と清商音階の立場で互いに読み替えた関係にあるのではなかろうか。つまり〝律呂の「無射」に七声の「宮」を配するところの「無射均」[6]に於ける「宮調」〟たる律呂名「無射宮」が、俗名「黄鍾宮」であるためには、〝「俗名黄鍾均」に於ける「宮調」〟という定義が必要である。即ち、〝「清商音階では「宮」が「黄鍾」に配されるような律呂の均」に於ける「宮調」〟という定義である。

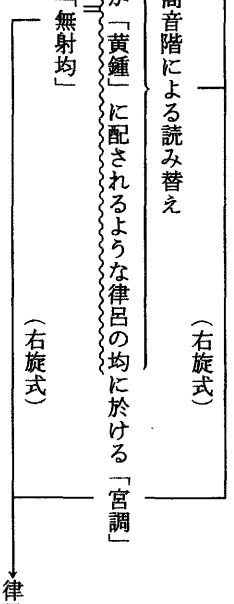

これでこの俗名の命名法が漸く明らかになった。これは実は律呂名の「均」の部分を清商音階で読み替えた上での伝統的な右旋式（即ち「之調式」）命名だったのである。宮声以外の調についても同様で、右旋式では「某均」の「某声」で表記するのであるから、律呂名「無射角」の俗名「黄鍾角」は、〝「清商音階では「宮」が「黄鍾」に配されるような律呂の均（俗名「黄鍾均」即ち「無射均」）」に於ける「角調」〟と定義できる。「無射変」の俗名「黄鍾変徴」、そしてその他の「均」に於ける「夾鍾宮」の俗名「中呂宮」・「林鍾宮」の俗名「南呂宮」・「林鍾角」の俗名「南呂角」・「林鍾変」の俗名「南呂変徴」等についても同様である。

二

さてこのような宮調俗名の命名法に我々は中国の音階理論に特徴的な一つの構造を抽出することができる。右で見たような律呂名の俗名を要するに、ある律呂名の「律呂＋声」の「律呂」名を、それに音程配置が一致する清商音階の「宮」声の律呂に読み替えることで行われる。その命名法は、基本的には律呂名の「右旋式」から出ないのであって、「均」のみを清商音階で読み替えたものに他ならない。

さらにこうした命名法の根底にあるのは、ある音階を呼ぶのに別の音階からの読み替えを以てする、という仕組みである。これは西洋音楽の五線譜と比較してみるとその性格がより明らかになる。西洋音楽では例えば調性は五線譜の冒頭に臨時記号（♯♭）を配置することで示される。しかしこれは五線譜のように図式的構造を持つ記譜法だからこそできるわけで、中国の記譜法は根本的に図式的ではなく、文字記号の性格を持つ旁譜形式であるが故に、臨時記号も使えないし、音符の位置関係で音高を示すこともできない。そこで登場するのがこの別の音階からの「読み替え」なのである。

右で見た清商音階は、音程配置の上から直接には、伝統の七声の宮調音階の変徴と変宮を一律低くした音階だと認識できる。即ち

宮調音階　宮　変宮　羽　徵　変徵　角　商　宮

清商音階　宮　(閏[7])　羽　徵　(清角[7])　角　商　宮

ここがそれぞれ一律低い

これは一旦宮声の律呂上の位置を固定して、その上で「某均の清商調式」の形式で定義することから、右旋式（之調式）に準ずる方式と言える。

しかし、宮調俗名ではこうは認識されていない。右の方式だと伝統の宮調音階も清商音階も名称は「同一律呂の宮調」となり、別途これが伝統の宮調音階か清商音階かを示さなければならなくなる。俗名では「宮」を固定せず他の調での「読み替え」で表示する。

宮調音階　宮　変宮　羽　徵　変徵　角　商　宮

商調音階（左旋）　商　宮　変宮　羽　徵　変徵　角　商

清商音階に音程配置が一致

清商音階　宮　閏　羽　徵　清角　角　商　宮

つまり、清商音階の音程配置が伝統七声に於ける商調音階と一致することから、「清商音階の宮調」を商調音階と

読み替えるのである。これは「宮」を固定せず、ある律呂上の位置に並行移動で七声を配置し、「某律の商調」の形式で清商音階を導くことから、左旋式（為調式）に準ずる方式と言える。

この観点から律呂名「無射宮」と俗名「黄鍾宮」の命名を再び整理すると、

俗名「黄鍾宮」

俗名「黄鍾均」

清商音階では「宮」が「黄鍾」に配されるような律呂の均に於ける「宮調」

七声の「商」が「黄鍾」に配されるような均
（清商音階の宮調は七声の商調に一致）

七声の「宮」は「無射」にある

即ち「無射均」

律呂名「無射宮」

もしこれが西洋音楽ならば、本来の調から外れる音程は臨時記号で表記できる。しかし中国の宮調はその記譜法の構造からして図式的には表記できないため、このようにある調を別の調で読み替えるという仕組みをとらなければならないのである。これを今仮に宮調の「読み替えの構造」と呼ぶことにしよう。この「読み替えの構造」という観点は、宮調の構造の理解に一つの座標を与えてくれる。

三

第三類と第四類の命名法は右のように「読み替えの構造」で解明された。では第一類と第二類はどうだろうか。まず第一類の名称は律呂名とは規則的関係になく、名称の変更であることは明らかである。しかしここで注目した

いのは、律呂の各均の「商調」は全てこの第一類・第二類の名称を持つ点である。律呂各均の商調の俗名を列挙すると

黄鍾商 ↓ 大石調　　大呂商 ↓ 高大石調　　太簇商 ↓ 中管高大石調
夾鐘商 ↓ 双調　　姑洗商 ↓ 中管双調　　仲呂商 ↓ 小石調
蕤賓商 ↓ 中管小石調　　林鍾商 ↓ 歇指調　　夷則商 ↓ 商調
南呂商 ↓ 中管商調　　無射商 ↓ 越調　　応鍾商 ↓ 中管越調

一見して明らかなように、「高」「中管」はある調より一律上の調であることを示す接頭語である。[8] では商調はなぜこのように第一・二類の名称のみ用いられて、第三・四類のような律呂名の読み替えが用いられないのか。これも前章で述べたような「読み替えの構造」と関連がある。既に見たように、七声の「商調」は清商音階と同じである。よって律呂名では商調に見えても、その実態は清商音階そのものに他ならない。よく用いられる清商音階に俗名が付けられるのも自然なことなのである。[9]

また「羽調」も第一・二類の名称を持つ。

黄鍾羽 ↓ 般渉調　　大呂羽 ↓ 高般渉調　　太簇羽 ↓ 中管高般渉調
夾鐘羽 ↓ 中呂調　　姑洗羽 ↓ 中管中呂調　　仲呂羽 ↓ 正平調
蕤賓羽 ↓ 中管正平調　　林鍾羽 ↓ 高平調　　夷則羽 ↓ 仙呂調
南呂羽 ↓ 中管仙呂調　　無射羽 ↓ 羽調　　応鍾羽 ↓ 中管羽調

「高」「中管」が接頭語に用いられる点は「商調」と同様である。ではこの「羽調」が第一・二類の名称を持ち、第三・四類の名称を持たないのはなぜであろうか。この「羽調」の音程配置は実は「ラシドレミファソラ」という現在我々に馴染みの深い西洋音楽の「短調」音階に一致している。まさか「短調」に「読み替え」るわけにもいかないが、しかしこの音程が耳に自然に聞こえる悲しげな音階であることが洋の東西を問わず共通のことであるとするならば、「羽調」は実際多用された音階であって、そのために多く第一類の名称を与えられたのではないか、と想像できる。

この第一・二類に於いてもう一つ考察しなければならないのが「商調」と「閏調」の関係である。

黄鍾閏 ↓ 大石角　　大呂閏 ↓ 高大石角　　太簇閏 ↓ 中管高大石角
夾鐘閏 ↓ 双角　　姑洗閏 ↓ 中管双角　　仲呂閏 ↓ 小石角
蕤賓閏 ↓ 中管小石角　　林鍾閏 ↓ 歇指角　　夷則閏 ↓ 商角
南呂閏 ↓ 中管商角　　無射閏 ↓ 越角　　応鍾閏 ↓ 中管越角

これも一見して明らかなように、全て商調の名称を「角」調に変更した形となっている。では何故に「閏」調が「角」調と称されるのか。鄭孟津氏はその大著『詞源解箋』[10]第九章［変宮為角］で『宋史』巻一四二「楽志」、（清）陳澧の『声律通考』、（清）凌廷堪の『燕楽考源』等を引きつつ、詳細に論じておられる。[11]ここでは既に見た「読み替えの構造」からこれを再度整理してみたいと思う。今再び「無射均」を例に採る。律呂名「無射商」は俗名「越調」、律呂名「無射閏」は俗名「越角」である。「越角」は「越調」に対する「角」調であるはずだが、ではなぜ「閏」（七声では変宮）調が「角」調なのか。これが他の調からの「読み替えの構造」になっていると仮定して、今変宮調と清商音階を音程配置が一致するように配置すると次の様になる。

		宮					
変徵調	変	羽	徵	徵	変	角	商	宮	変	宮
				角						
清商音階	羽	徵	清	角	商	宮	閏	羽		
								→		

これからすると、変宮調は清商音階で読み替えると羽調となり、角調にならない。では変宮の位置に角を配置し（つまり徵の位置に宮を配し）、なお且つ音程配置が徵調と一致するには

変徵調　宮　変　羽　徵　変　徵
角　角　商　角　商　宮　宮　変
商　宮　変　宮　羽　徵　清　角
→角

という音程配置の音階が必要である。即ち伝統の七声の変徵のみ一律低く、清角になっているような音階である。このような音階はあるのか？…これもある。…七声の新音階である！新音階は清楽音階とも呼ばれ、正に右に示したような変徵が本来の七声より一律低い音階である。[12] これを以て変宮調を「読み替え」れば正に「角」調となる。よって律呂名「無射商」の俗名「越調」に対して、「無射閏」が俗名「越角」である意味は、

俗名「越角」
「越調」と同じ均に於ける、「新音階の角調」
無射均
（越調は無射均の商調）
旧音階の変徵（＝閏）は新音階の角調に一致
（旧音階で読み替えれば閏調）
律呂名「無射閏」

となる。驚くべきことに俗名の命名には既に見た清商音階のみならず、新音階からの「読み替え」も同時に組み込まれていたのである。

以上を要するに、ある音階の調名は元来、絶対音名に対する相対的音階の配置の仕方を以て行われるのであるが、そうして定められたところの律呂名に対して俗名を定める際には、その命名法にある音階を別の音階で「読み替え」るという方法がシステムとして取り込まれている。そこで用いられるのは「一、清商音階を旧音階の商調に読み替

える」「二、新音階を旧音階の徴調に読み替える」という二種類の読み替えである。それは次に示す様に、それぞれ音程配置が一致するためである。

清商音階	閏	羽	徴	清角	角	商	宮
商調	宮	宮変	羽	徴変徴	角	商	
	シ♭	ラ	ソ	ファ	ミ	レ	ド

新音階	宮	変宮	羽	徴	清角	角	商	宮
徴調	変徴	角	商	宮	変宮	羽	徴
	シ	ラ	ソ	ファ	ミ	レ	ド

この「読み替え」の構造という視点はこの宮調俗名以外にも応用の可能性がある。例えば燕楽には「徴調」は用いられないことは周知の如くであるが、しかし非常に素朴な仮説として、「徴調」は「新音階」に読み替えられるのであるから、「徴調」を新音階の「宮調」に読み替えれば、表記の上では「徴調」は用いられない、とも考えることができる。この徴調と新音階の関係については村越貴代美氏が最近の論文「姜夔『徴招』『角招』詞考」[13]で次の様に論じておられる。

徴調式の音楽が作りにくい理由の一つは、徴調式が宮調式とたいへんよく似ているためである。…（中略）…両者の違いは、宮調式の変徴である蕤賓が徴調式では用いられず、仲呂が徴調式の宮声になることだが、仲呂は宮調式ではちょうど清角に当る。従って、徴調式で変徴・変宮の二変を加えた七声音階（古音階）を用い

ると、宮調式で清角・変宮の二変を加えた七声音階（新音階）と重なってしまう。…「宮調」と「徴調」との関係を、その音程配置の類似に求めておられて、実に卓見である。これを既に我々の見てきた「読み替えの構造」によって考えるならば、左旋による徴調式は、右旋による新音階で読み替えられる、ということができよう。既に述べたように、宮調から左旋により同一結声に商調を展開することと、宮調の変徴を一律低い清角に変更することでは、結果的に同一の音程配置が得られるからである。

結語

以上見てきたように、宮調の俗名の命名法は大変複雑なもので、しかもその複雑さはその構造が統一された規則により整然と配置されてはおらず、複数の要因が一見無秩序に交錯しているように見えることから来ている。それはあたかも、一反の整然と織り上げられた織物が虫に食われて穴だらけになり、さらにその穴からその下にある別の模様の織物が見えているかのようである。しかもその虫の食い方にも一定の規則があるらしいから、始末が悪い。ここで既に見た俗名の名称を整理するために、第一章で大雑把に行った四つの分類を一旦放棄し、「読み替えの構造」を軸に再度分類してみることにする。

第一類　その名称に律呂名と一致ないしは関連する文字列が含まれない、俗名たる俗名で、何らかの規則性を以て第二類を導く基礎となるもの。この第一類は専ら宮調・商調・羽調に現われる。即ち

大石調　般渉調　高宮　双調　中呂調[14]　道宮　小石調　正平調　歇指調　高平調　商調[15]　越調　羽調

第二類　第一類の名称に対して何らかの規則性を以て命名されたもの。

1、宮声の第一類に対して右旋式で命名されたもの

高宮角　高宮変徴　高宮正徴　道宮角　道宮変徴　道宮正徴

2、新音階の「角調」に読み替えて命名されたもの

大石角　双角　小石角　…等

3、「高」字を冠するもの

高大石調　高般涉調

4、「中管」字を冠するもの

中管高宮　中管双調　中管道宮　中管小石調　中管正平調　…等

5、それらを組み合わせたもの

高大石角　中管高大石角　中管高宮角　中管高宮変徴　…中管道宮角　中管道宮変徴　…等

第三類　律呂名と区別のつかない、即ち同一名称の律呂名を持つ別の調が存在するものの内、宮調式のもの。[16]

正黄鍾宮[17]　中呂宮　南呂宮　黄鍾宮

第四類　第三類の名称に対して何らかの規則性を以て命名されたもの

1、第三類に対して右旋式で命名されたもの

正黄鍾宮角　正黄鍾宮転徴[18]　正黄鍾正徴　中呂正角　中呂変徴　中呂正徴　南呂角　南呂変徴　南呂正徴　黄鍾角　黄鍾変徴　黄鍾正徴

2、「中管」字を冠するもの

中管中呂宮　中管黄鍾宮

3、それらを組み合わせたもの

中管中呂角　中管中呂変徴　中管中呂正徴　中管黄鍾角　中管黄鍾変徴　中管黄鍾正徴

そうしてここから抽出できる俗名の命名の規則性は次のように整理できよう。

○清商音階や短調に「読み替え」られる調（即ち商調や羽調）は多く第一類の名称を持つ。

○第三類は律呂名から清商音階への「読み替え」で定められる。

○第一類に対する第二類の1、第三類に対する第四類の1は、右旋式で定められる。

○商声の第一類に対する第二類の2は、新音階の角調への「読み替え」で定められる。

○第二・四類の「高」字或いは「中管」字は、第一・三類に対して一律高い均に用いられる。

以上を総じて考えるに、宮調俗名がこのように複雑な仕組みになっていることは、中国伝統の記譜法の構造的特徴と深い関係にある、と言える。今西洋音楽の五線譜について考えてみよう。五線譜に於いては、調性は♯・♭を以て五線譜上に示される。比較的多用される調であろうとなかろうと、五線譜上に表示されるされ方自体は変わらない。また五線譜上の表示（調号）そのものから、その調の名称と、音階の音程配置も一目瞭然となる。故に、ある調を（俗名も含めた）別名で呼ぶということはない。その点から言えば、西洋音楽では、調名とその音階構成はその記譜上の表示と表裏一体になっている。これは五線譜は記譜法として本質的に図式的性質を持っており、音程の高低は基本的に音符（おんぷ）の位置の高下で表示されることが大きな要因である。しかも♯・♭という臨時記号を使用でき、五線の間隙を埋めることができる。[19]

一方中国の宮調は本質的にこれと大きく異なる。中国の記譜法は旁譜形式であり、その音符は本質的に図式ではなく文字記号の性質を持つ。[20] つまり音程は音符の位置の高下で表示するのではなく、音程の名称で示される。さらに音階の表示、即ち調の表示のし方も当然これに準じ、西洋五線譜のような図式的調号を用いることはできない。ここでは絶対音名と相対音階の組み合わせによる律呂名が調の本来の表示法である。しかしこの音階の表示は調の名称に留まるのであって、五線譜の如く旋律の記譜にそのまま直結しない。つまり調の表示と旋律の記譜とは断絶している。従って旁譜という記譜法に於いては調名は厳密には調号として機能しないのである。もっとも調号としての機能は無くとも、律呂名はその名称自体が音階の構成を示す、即ち名称から自動的に音程配置を再現できる論理的形式になってはいる。しかしそれとても、右旋式と左旋式で一つの音階に異なった名称が与えられることが有り得る。こうしたことはすべて音階を音符の図式的配列ではなく、文字記号の組み合わせによって表示するというシステム故なのである。

さらに、特に多用される音階に別の俗名が与えられることになると、問題は複雑化してくる。多用される音階に俗名が与えられ、そこからある法則で別の調名が派生してくるとき（即ち第一類→第二類）、その対応を支配しているのは右旋式や「読み替え」という極めて音律学的な方式であり、決して俗なものではない。さらにそのようにして多用される音階に俗名が与えられた後、虫に食われた跡のように残ったところの、あまり使用されない調に対

しては、俗名を使用せず律呂名のままにしておけばよさそうなものだが、しかしここにも、律呂名からの「読み替え」による名称変更（即ち律呂名→第三類）と、そこから右旋式等による名称決定（即ち第三類→第四類）が行われる。どの調が多用されるかという、楽曲の創作や演奏に直接関わるより実際的な要素にも、音律学的な方式が当てはめられ、さらに、多用されない調という「残りもの」にまでも音律学的な仕組みによる整理が及んでいるのである。俗名という偶然性の強い要素のすき間を、「読み替え」という構造で埋めようとしているとも言えよう。その意味では楽曲の実態と名称の構造が乖離しているのである。つまり、この「読み替え」に組み込まれた「清商音階」と「新音階」の二種類の音階は、正に俗楽でよく用いられる音階である。考えるに、よく用いられる調に別に名前を付けるのが元来「俗名を付ける」ということのはずなのである。しかし宮調の俗名に於いては、「よく用いられる調」というのが俗名を付ける対象としてではなく、俗名の付け方の規則の方に形を変えて組み込まれている。宮調俗名の特殊性はここにある。言わば目的と手段が交錯しているのである。あたかも暗号の解読そのものより、その暗号を解く為の乱数表の方が目的になってしまったかのように。ことほどさように、図式的記譜法という道具を持たなかった中国の宮調理論にとって、記譜法の構造的束縛はかくも大きいのである。

注

（1）文字の異同については鄭孟津・呉平山著『詞源解箋』（浙江古籍出版社一九九〇年）に従った。

（2）『詞源』本文では律呂名を「仲呂宮」、俗名を「中呂宮」と作るが、今同一と考える。

（3）「変徴」は律呂名では「変」に作るが、今同一と考える。以下同じ。

（4）視覚的理解を容易にするた為に、小論の図表では十二律、七声等を全て下から上に音程順に配列する。

（5）以下十二律は一字を以て略す。

（6）「均」は十二律のある律に「宮」を配置して成立する1オクターブの音列を言う。その「均」のいずれの音を主音とするかで「調」が決定し、その決定方法には「右旋」（之調式）及び「左旋」（為調式）がある。「右旋」と「左旋」

については『中国音楽詞典』（人民音楽出版社一九八四年）等を参照されたい。

（7）清商音階では半音低い変徴を「清角」、半音低い変宮を「閏」と呼ぶので、以下これに従う。

（8）「中管」調については前掲『調源解箋』第八章〔燕楽二十八調与二十中管調〕に詳しい。

（9）さらにこれらの商調の内第一類の名称を持つのが、「黄鍾商」「夾鐘商」「仲呂商」「林鍾商」「夷則商」「無射商」で、その他の調がそれらに「中管…」「高…」を冠した名称（第二類）となっている点に何か理由があるだろうか。この第一類の「黄鍾」「夾鐘」「仲呂」「林鍾」「夷則」「無射」という音程は、「夾鍾」に「宮」を置く清商音階（要するに「大呂均」）とほぼ一致する。欠けているのが「大呂」であるが、この「大呂商」のみ俗名が「高大石調」と「高」字を冠し、且つその一律上の「太簇商」が「中管十高大石調」であることから、この「高大石調」を第一類と考えれば、「大呂」を上記の音程に加えることができる。これならば、第一類の名称を持つ調の宮声は清商音階の配置と完全に一致することになる。

大呂均	太	大	黄	応	無	南	夷	林	蕤	仲	姑	夾
清商音階	閏	羽	徵	角	清角	商	宮					

よって第一類の名称の配置のし方もこの「読み替え」に応じているのではないかと想像できる。

（10）注（1）に既出

（11）他にも丘瓊蓀氏もこの問題を研究されており、例えばその遺著『燕楽探微』（隗芾輯補『燕楽探微』上海古籍出版社一九八九年　任中傑・王延齢校『燕楽三書』所収『燕楽探微』黒龍江人民出版社一九八六年）の「後叙」に次のように述べておられる。

例如：「閏角調」，這一個名稱是宋人提出來的，但宋人説：以應鍾爲角，故曰閏角。爲甚麼以應鍾爲角呢？他們又不言其故。…（中略）…經過多年模索，才得出一柄鑰匙，可以開啓燕樂調之門，許你昇堂入室。這柄鑰匙是甚麼？便是〝下徵調〟。單是下徵調三字還不足以解決問題，必須説成：〝以倍林鍾下徵調作爲正黄鍾宮調〟，如

此才算完善。（但しこの「後叙」は黒龍江人民出版社版にのみ収録）

(12) この音階は正に我々が今日日常的に用いている西洋音階の「ドレミファソラシド」とも完全に一致する。この新音階に対して伝統の七声は旧音階或いは雅楽音階と呼ばれる。

(13) 『東方学』第九十輯　一九九五年七月　東方学会

(14) 「中呂」は律呂の名であるが、「中呂調」という律呂名の調名はないので、第一類に入れる。恐らく俗名「中呂宮」の均の羽調は結声を黄鍾に置き、使用頻度が高いので、第一類の名称を与えられたと想像される。

(15) 「商」は七声の一つではあるが、「商調」は律呂名ではなく、且つ同均の閏調が「商角」であることから、第一類の名称とする。

(16) 第三類を特に宮調式に限ったのは、律呂名から「読み替えの構造」で第三類の名称が決定し、その第三類から右旋式で第四類が決定される形にして、第一類と第二類の対応関係に合わせるためである。

(17) 「正黄鍾宮」という名称は律呂名では通常用いられないが、「無射宮」の俗名「黄鍾宮」と区別するために「正」字を冠したのであろうし、これから右旋式で「正黄鍾宮角」等が導き出されると考えられるので、第三類に入れる。

(18) 黄鍾均の俗名については、「正黄鍾宮角」がなぜ「正黄鍾角」ではないのか、「正黄鍾宮転徴」の「転」は何を意味するか、等疑問があるが、紙幅の関係上今後の課題としたい。

(19) つまり、五線譜の二本の線の音程間隔には短三度と長三度がある。音階表示上のこの矛盾を臨時記号で埋めることができるのである。

(20) 旁譜の記譜法構造については拙稿「詞学に於ける記譜法の構造」（『日本中国学会報』第四十三集　一九九一年十月日本中国学会）を参照されたい。